各位

見附市役所 総務課

## 防安交第72-A11-2号「市道柳橋傍所線 防護柵新設 工事」 に係る質問の回答について

標記の入札公告に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

記

質問事項 回答 No. 令和5年11月1日付の回答によ 当初は、歩道内での施工を想定して れば、「施工地域区分については、歩 いましたが、契約後に施工計画につい 道内での施工を想定しており、車道に て協議を行い、ご指摘の通り歩道内で の施工が難しい場合は変更協議の対 おいて、車線変更を促す規制を伴わな い」としていますが、添付の現況写真 象とします。 のとおり、歩道の有効幅員は2mであ したがって、積算上は施工地域区分 を「補正なし」としてください。 り、積算上のバックホウ 0.28 ㎡+ダ ンプトラック4 t では、物理的に乗入 れ不可能です。バックホウ 0.11 m³+ ダンプトラック2tにより施工する 場合、乗入れ可能となりますが、電柱 部分では通り抜け不可能です。 施行中は歩道での歩行者通行がで 1 きなくなりますので、車道に歩行者通 路を確保する必要があります。必要幅 は、歩行者通路幅75cm+安全施設 幅35cm(セフティーコーン使用) = 1 1 0 c m となります。現況の路肩 幅は30cmのため、車線を80cm 侵すことになり、走行車両は明らかに 反対車線にはみ出してしまいます。ま た、殻運搬はダンプトラック10tで **積算されていますが、積込み時は車道** で待機せざるを得ません。 したがいまして、本工事の施工地域

区分は一般交通影響有と考えますが、 発注者が歩道内での施工及び車線変 更を促す規制を伴わない、という見解 をお示しされた根拠をご教示くださ い。

見附市役所 総務課管財係

 $\begin{array}{l} T \to L : 0258 \hbox{-} 62 \hbox{-} 1700 \\ F \to X : 0258 \hbox{-} 63 \hbox{-} 1006 \end{array}$